

# 皆様のご意見をお寄せください

～町民主体のまちづくりのための仕組みをつくりまします～

町では、町民参加による「町民主体のまちづくり」を進めています。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「自治」が基本になります。まちづくり基本条例は、自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくか、地域を構成する町民が互いに守っていくルールを定めるものです。今回、条例制定のたたき台として要綱を定めました。

なぜ、まちづくり基本条例が必要なの？



地方分権が進む中、国と地方は対等の関係となり、地方自治体には「自己決定・自己責任」に基づくまちづくりが求められています。さらに、少子高齢化や人口の減少など社会環境の変化による多様化した住民ニーズに 대응していくためには、町民と町議会、町が情報を共有し、それぞれが役割を担い、共に考え、協力し合いながら解決していくことが求められます。そのため、町民・町議会・町の役割やまちづくりの仕組みなどを明らかにし、条例で分かりやすく定めておく必要があります。

条例要綱はどのようにして作られたの？

町では、今年1月に各自治体ごとの地域づくり委員会から男女1人ずつを選出して

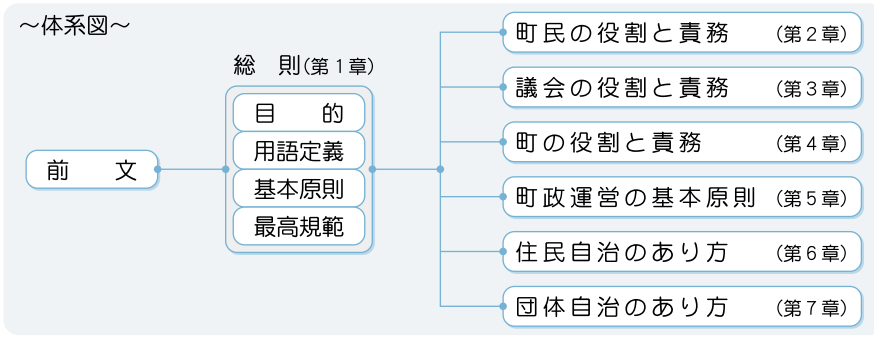
役割、町政運営の原則などを条例で明らかにし、政策形成過程の公正と透明性を確保することに、町民が主体的に考えて行動し、身近な課題を自ら解決していく自治が構築されるとともに、町民の皆さんの意向を適切に町政に反映した、開かれた町政運営が推進されます。

## 条例要綱はどんな内容なの？

自治の担い手となる町民・議会・町のそれぞれの役割と責務、説明責任と町民の意思表明（パブリック・コメント）、情報提供と共有、行政評価、住民投票制度、人権尊重と協働による町民主体のまちづくりなどがあげられます。また、基本条例を町政運営の最高規範（行動・判断の基準）として位置付け、条例制定や計画策定などはこれに則して行うものとします。

## 条例ができた後どうなるの？

まちづくりのルールとして、町民・議会・町のそれぞれの



## (仮称) 芳賀町まちづくり基本条例要綱 (素案) ※抜粋

### 第1章 総則

1 目的  
この条例は、芳賀町の持続可能なまちづくりに関する基本的な事項を定め、町民の権利と責務並びに議会と行政の責務を明らかにし、日本国憲法以下「憲法」といって定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

### 第2章 基本原則

1 人権尊重による住民自治の推進  
町民、議会及び町（以下「わたくし」）と「わたくし」は、町民主体のまちづくりを實踐するため、自律した町民として、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもち住民自治を進めようとする。

2 協働による町民主体のまちづくり  
わたくしは、協働により町民主体のまちづくりの実現を図る。

### 第3章 最高規範性

この条例は、わたくしが定める最高規範であり、まちづくりの基本理念として「これを遵守し」、町の基本的な条例の制定や計画策定、施策を決定する場合は、この条例に則して行うものとする。

### 第2章 町民の役割と責務

#### 1 町民の役割と責務

町民主体のまちづくりにおける町民の役割と責務を次の各号に掲げます。

- 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利と責務を有します。
- 町民は、まちづくりの理念を理解し、互いを尊重し、平等であることを認識し、実践する。
- 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、自らの発言や行動に責任を持って取り組むものとする。

### 第3章 議会の役割と責務

1 議会の役割と責務  
町民主体のまちづくりにおける議会の役割と責務を次の各号に掲げます。

- 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された、芳賀町の議決機関として、重要な政策を総合的な視点に立って審議し、意思決定するものとする。
- 議会は、この条例に照らして、常に町が民主的かつ効率的な町政運営を行うことを調査・監視するものとする。
- 議会は、町民と意見交換を十分に行い、町民との連携に努め、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するものとする。

### 第4章 町の役割と責務

#### 1 町長の役割と責務

町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めるものとする。

- 町長は、町民の安全を確保するため、町民の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置を総合的に実施するものとする。
- 議会は、この条例に照らして、常に町が民主的かつ効率的な町政運営を行うことを調査・監視するものとする。
- 議会は、町民と意見交換を十分に行い、町民との連携に努め、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するものとする。

#### 2 執行機関等の役割と責務

町民主体のまちづくりにおける各執行機関、出資法人及びその職員（以下「執行機関等」といふ。）の役割と責務を次の各号に掲げます。

- 執行機関等は、その権限と責任において、公正かつ誠実に町の事務の執行に当たるとし、町民の福祉の向上に努めるものとする。
- 執行機関等は、町民主体のまちづくりの精神に基づき、常に町民・議会と連携し、協働により町民の福祉の向上に努めるものとする。

### 第5章 町政運営の基本原則

#### 第1節 現状把握

直接、町民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

- 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事業に応じ、別に条例で定めるものとする。
- 住民投票の請求  
町長は、町議会議員及び町長の選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町に住民投票を請求することができる。
- 住民投票の署名に関する手続等は、地方自治法昭和22年法律第70号（第74条第6項から第8項まで、第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるもの）とする。

#### 3 住民投票の取扱

町長は、住民投票を行うときは、あらかじめその目的と取扱いを明らかにするものとする。

#### 第3節 まちづくり委員会

##### 1 まちづくり委員会の設置

町長は、次の如く掲げる事項について協議するため「まちづくり委員会（以下「委員会」といふ。）を設置するものとする。

- 町民の意思表明や町民提案の取扱に関する事項
  - 委員会の委員
- (1) 町長は、町に委員を掲げる者の中から町長が委嘱する者をもって、組織するものとする。

##### 2 委員会の委員

町長は、次の如く掲げる事項について協議するため「まちづくり委員会（以下「委員会」といふ。）を設置するものとする。

- 町民の意思表明や町民提案の取扱に関する事項
  - 委員会の委員
- (1) 町長は、町に委員を掲げる者の中から町長が委嘱する者をもって、組織するものとする。

### 第6章 住民自治のあり方

#### 第1節 まちづくりの参画

町民主体のまちづくりの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性を尊重するものとする。

#### 2 情報提供と共有

町は、公正で公平な町民主体のまちづくりを進めるため、町の仕事に関する情報をなるべく早い段階から町民に提供し、情報の共有を図ります。

#### 第2節 住民投票制度

町長は、町に委員を掲げる者の中から町長が委嘱する者をもって、組織するものとする。

#### 3 計画策定等の手続

町は、町民主体のまちづくりの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性を尊重するものとする。

#### 1 町長の役割と責務

町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めるものとする。

#### 2 執行機関等の役割と責務

町民主体のまちづくりにおける各執行機関、出資法人及びその職員（以下「執行機関等」といふ。）の役割と責務を次の各号に掲げます。

- 執行機関等は、その権限と責任において、公正かつ誠実に町の事務の執行に当たるとし、町民の福祉の向上に努めるものとする。
- 執行機関等は、町民主体のまちづくりの精神に基づき、常に町民・議会と連携し、協働により町民の福祉の向上に努めるものとする。

#### 3 住民投票の請求

町長は、町議会議員及び町長の選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町に住民投票を請求することができる。

#### 4 住民投票の署名に関する手続等は

地方自治法昭和22年法律第70号（第74条第6項から第8項まで、第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるもの）とする。

#### 5 住民投票の取扱

町長は、住民投票を行うときは、あらかじめその目的と取扱いを明らかにするものとする。

#### 6 まちづくり委員会

町長は、次の如く掲げる事項について協議するため「まちづくり委員会（以下「委員会」といふ。）を設置するものとする。

- 町民の意思表明や町民提案の取扱に関する事項
  - 委員会の委員
- (1) 町長は、町に委員を掲げる者の中から町長が委嘱する者をもって、組織するものとする。

#### 7 計画策定等の手続

町は、町民主体のまちづくりの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性を尊重するものとする。

#### 1 町民の意思表明

町は、町民の意思表明や町民提案の取扱に関する事項について、積極的に機会を提供するものとする。

#### 2 町民提案

町は、町民の意思表明や町民提案の取扱に関する事項について、積極的に機会を提供するものとする。

#### 3 計画策定等の手続

町は、町民主体のまちづくりの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性を尊重するものとする。

#### 1 町長の役割と責務

町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めるものとする。

#### 2 執行機関等の役割と責務

町民主体のまちづくりにおける各執行機関、出資法人及びその職員（以下「執行機関等」といふ。）の役割と責務を次の各号に掲げます。

- 執行機関等は、その権限と責任において、公正かつ誠実に町の事務の執行に当たるとし、町民の福祉の向上に努めるものとする。
- 執行機関等は、町民主体のまちづくりの精神に基づき、常に町民・議会と連携し、協働により町民の福祉の向上に努めるものとする。

## パブリックコメント募集

～あなたのご意見をお寄せください～

政策などの計画を立案する過程で、その素案段階から公表し、町民の皆さんのご意見を募集し、提出されたご意見を計画などに反映させていくとする制度で、この基本条例制定後に条例化します。

(仮称) 芳賀町まちづくり基本条例要綱に町民の皆さんのご意見を募集します。

- 資料の配付場所／町企画課、生涯学習センター、各分館、町ホームページに掲載
- 募集期間／9月末日まで
- 応募方法／資料の配布場所に備えてある用紙に記載し、郵送、FAX、電子メールにて

〒321-3392 企画課  
【FAX】028 (677) 3123  
✉seisaku@town.haga.tochigi.jp

企画課政策推進室  
【TEL】028 (677) 6012